

常勤弁護士と関係機関との連携 司法ソーシャルワークの可能性

前法テラス可児法律事務所常勤弁護士・社会福祉士

太田 晃 弘

恵那市市民福祉部子育て支援課家庭児童相談員

長谷川佳予子

名古屋大学大学院法学研究科特任准教授

吉岡 すずか

常勤弁護士と関係機関との連携 司法ソーシャルワークの可能性

前法テラス可児法律事務所常勤弁護士・社会福祉士

太田 晃 弘

恵那市市民福祉部子育て支援課家庭児童相談員

長谷川佳予子

名古屋大学大学院法学研究科特任准教授

吉 岡 すずか

はじめに

日本司法支援センターは、情報提供業務をはじめ地域社会のさまざまな相談機関・団体との連携を重視しているが（綜合法律支援法第30条1項1号、同1項6号）、綜合法律支援の担い手である常勤弁護士（以下、スタッフ弁護士という）も福祉・行政機関との連携構築において意欲的な活動をみせており、各地から報告がなされている。

民事法律扶助制度は法的解決に金銭的困難を抱える人々への支援であるが、わが国には援助の資力基準に該当しても法的救済への道のりがなお遠い人々が存在する。ひとつに障がい等のためにトラブルの発生自体に気付くことができない人々、ふたつに扶助制度という解決手段を知らない人々である。さらには、当事者および関係者が扶助制度を利用しての解決を望んでもなお実行が困難な人々がいる。当事者がさまざまな障がいを抱え、専門法律家の元へ辿り着けない人々である。障がいとは、身体的・精神的なものから、居所から物理的に外出が困難である、虐待を受けている、金銭的困窮など多岐にわたり、複数併せ持つ場合が少なくない。本稿は、関係機関との連携によってこれら障がい・困難を抱える社会経済的弱者の支援に取り組んできたスタッフ弁護士による実践報告と考察（Ⅰ章）、その弁護士と共に支援活動をおこなってきた福祉職員による現場報告（Ⅱ章）、そして連携活動に関する調査研究に携わってきた研究者による知見と考察（Ⅲ章）から構成され、司法ソーシャルワークという活動の可能性について提起するものである¹。

Ⅰ 関係機関との連携 弁護士の現場から（太田）

1 岐阜県・可児市の状況

当職の赴任地であった岐阜県可児市は、岐阜県の本曾川・中山道に面する人口約10万人の市である。裁判所は岐阜地方裁判所御嵩（みたけ）

支部（管内人口約21.9万人）管轄となっており、可見市は同管轄の中で一番人口の多い市町村である。

当職が可見市に赴任した平成19年6月当時、御嵩支部の弁護士人口は1名であり、当職は、同支部2人目の弁護士として法テラス可見へと赴任した。以下、当職が法テラス可見に赴任していた当時の状況等を踏まえて、司法ソーシャルワークにどのような可能性があるのかについて論じたい。

2 法テラス可見でのとりくみ

（1）ひとつの事件からみえてくるもの

ある日、A市地域包括支援センター²（以下、「地域包括」という。）の職員（保健師）から、法テラス可見宛に電話での相談があった。内容は、「山中の一軒家に居住しているXさん一家が訴えられているようだ。」「Xさん一家には障がいを抱えている人もいる。」「一家が何で収入を得ているのかも不明である。」というものであった。

電話相談が持ち込まれた当初、Xさん一家に関する情報は極めて乏しいものであった。電話相談の内容から、困っているであろうことはよく分かったのだが、他方で、地域包括の推測・予想に基づく話も多く、地域包括自体、どのようにして事実関係の調査をして良いのかどうか、困っている様子であった。そこで、さっそく、民事法律扶助制度を用いた出張相談をしたり、地域包括と手分けして家捜しをしたりして、事実関係の調査を行った。この際、地域包括には「とりあえず、家の中に残っている郵便物を集めておいてください。」「Xさん一家が購入しなさそうな商品があったら、ピックアップしておいてください。」などと、事実調査の際の具体的なポイントを示してお願いをするように努めた。これらの作業の結果、判明した事実関係は以下のとおりであった。

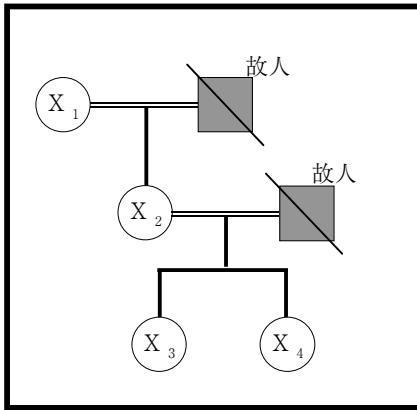
【家族構成】

祖母X₁:72歳。認知症になりかけている様子。（配偶者は他界している。）

母X₂：46歳。うつ病のために最近働けなくなった。（配偶者は他界している。）

子X₃：20歳。長女・勤務先が最近倒産し、解雇された。知的障がいがあると思われる。

子X₄：17歳。次女・養護学校に通学中。療育手帳を取得している。



【住居】

代々相続してきた土地及び建物。登記簿上の名義は、祖母X₁の配偶者名義のままとなっているが、実体は祖母X₁さんと母X₂さんの共有物（持分2分の1ずつ）。

【初期段階で判明した法的問題をめぐる事実関係】

・5年ほど前から、母X₂さんに訪問販売（リフォーム、ふとん、シロアリ駆除など）による被害あり。クレジット会社10社から総額約800万円の割賦物販債務を履行するよう請求されている。一部業者はすでに簡易裁判所において支払督促を申し立てている（幸い、督促異議の申立期間は経過していない。）。これらの商品は、すでに使用ないし費消している。

・祖母X₁さんは、上記割賦物販債務の一部についての連帯保証人になっ

ている。

以上の事実関係が判明した段階で、以下の点が問題点として挙げられた。

【Xさん一家が抱える上記以外の課題】

- ・祖母X₁さんの体重が極端に減少しており、栄養失調が疑われる。
- ・母X₂さん含め、一家の被害意識が薄く、支払督促を申し立てられたことも意に介していない。
- ・母X₂さんのうつ病の状況がおもわしくない。
- ・Xさん一家の収入は、祖母X₁さんの老齢年金と母X₂さんの遺族年金のみであり、合計月額約20万円程度にしかない。
- ・子X₃さんが数か月前に解雇され、次の仕事が見つからない。

このような状況の中、法的問題としては、支払督促申立に対して早急に対応しなければならないであろうことが予測されたが、督促異議を申し立てて通常訴訟に移行した後、どのような訴訟活動をなしうるのか判然としなかった。

そこで、Xさん一家のご了解のもと、地域包括支援センターのみならず、当該市町村担当者、祖母X₁さんが利用している介護保険事業者、地元社会福祉協議会、民生委員などとケース会議をするようにして、相互に情報を収集・共有し、訴訟における主張・立証に活かすようにした。また、裁判手続等をとっていないクレジット会社に対しても、債務不存確認及び既払金返金を求める交渉をはじめた。

本稿の主題ではないので法的処理の詳細な経過は割愛するが、この問題については、消費者契約法や特定商取引法等を駆使し、トータルで既払金数十万円を回収する形で事件を終わらせることができた。つまり、弁護士の介入により、「総額約800万円の割賦物販債務」「連帯保証債務」のほとんどが無効であることを確認することができ、業者によっては、

既払金の一部返還も実現することができた。また、Xさん一家の住宅が強制執行されることを防ぐこともできた。

他方で、ケース会議では、祖母X₁さんの体重管理をどのようにするか、母X₂さんのうつ病のフォローをどうするか、子X₃さんの就労支援をどうするか、などといった問題もあわせて議論され、各関係機関の役割分担が定められた。それとともに、継続的にXさん一家をめぐる情報が共有されることとなった。

その後も継続的に関わっていくなかで、Xさん一家には、日々の地域生活をめぐる以下のような不安・課題があることが「発見」された。

【その後「発見」された課題】

- ・ Xさん一家の判断能力に心もとないところがあり、今後も同種の訪問販売被害に遭う可能性が高い。
- ・ 子X₃さんの解雇手続に違法・不当な点があるかどうか不明。
- ・ 子X₄さんが学校に寄り付かなくなっている。
- ・ 子X₄さんが18歳になったあとに遺族年金が支給されなくなる。
- ・ 宗教団体がXさん一家に関与しているようだ。
- ・ 山中に住んでいるXさん一家の移動手段をどのように確保するか。
- ・ Xさん一家が滞納している租税公課に対してどのように対応するか。
(とくに国民健康保険料の滞納により、健康保険を使いにくくなることをどのように防ぐか。)

このように、Xさん一家が抱える問題は、雇用、年金、医療、子育て、就学、日々の金銭管理、といったさまざまな分野に及んでいた。そして、新たな問題が明らかになるたび、子X₄さんの学校の教員、障がい者就労支援センター職員、近隣住民など、ケース会議の出席者も増えていった。これらのさまざまな社会資源が一体となって、Xさん一家の地域生活を支えていく体制が整ったわけであるが、弁護士は、そのなかの社会資源のひとつ、という位置づけとなった。具体的には、以下の法的問題

を中心として、法的対応をすることとなった。

【弁護士が対応した内容】

- ・ 同種訪問販売被害を防ぐために保佐・補助制度の活用を検討
- ・ 上記が難しければ社会福祉協議会の地域生活自立支援事業の活用
- ・ 子X₃さんの解雇手続の調査・法的検討
- ・ 宗教被害の有無の調査
- ・ 滞納公租公課への対応

これらの多くは、直ちに訴訟提起等の法的手段を講じる必要があるものではなく、どちらかという、法的問題の有無や裁判手続利用の適否の判断をしたり、将来の紛争をあらかじめ予防したりする、という作業であった。あわせて、Xさんら了解のもと、弁護士の名刺を拡大コピーしてXさん宅の玄関口に貼りだし、万一、訪問販売業者等が来訪したときにはこれで威嚇する、などといった事実上の対応もおこなった。実際、Xさん宅から新規の訪問販売業者の書類が発見され、弁護士から当該訪問販売業者に今後の訪問をしないように警告したこともあった。

他方で、関係する福祉機関等からの法的問題に関する照会も数多くなされた。「他の親族にXさん一家を扶養する義務はないのか」「扶養義務の範囲はどこまでか」「補助人は必ず付けなければならないものか」「高齢者虐待に当たるのか」「当たるとしたらどのような対応が可能となるのか」「うつ状態に乗じてなされた契約は無効とならないのか」「どんなときに詐欺といえるのか」・・・ケース会議や電話などで弁護士が回答を求められることは極めて多岐にわたっていた。

福祉関係機関の方々は、法的問題やその周辺の問題に関して、いろいろと悩みを抱えているのに、それを相談できる先もなく途方に暮れている、という現状が明らかになってきた。また、ケース会議や電話相談などを重ねるにつれ、各種生活課題を抱える多問題家族の地域生活を支えるにあたり、弁護士の果たすべき役割は非常に大きく、弁護士としてな

しうるサービスも多分野に及ぶのだ、ということが分かってきた。

（２）手に負えないほど存在した同種事案

その後も福祉関係者とともに活動が続けていく中で、このXさん一家のようなケースは稀なものではないことが分かってきた。これと同じような案件は、多数埋もれてしまっていた。その一例は以下のようなものであるが、一口に「福祉関係者の連携事案」といっても、Xさんの場合と同じように、生活課題周辺の多岐にわたる法的問題が横たわっていた。

【法テラス可児に福祉機関から持ち込まれた案件の一例】

- ・ 認知症高齢者の年金を家族が搾取している。
- ・ 人格障がいがあると思われる方が、事業をすることを思い付き、銀行から多額の融資を受けて事業を始めたが、数日で事業が頓挫した。
- ・ 片付けの苦手な方々が住んでいる住居にチンピラが寄生している。
- ・ 末期ガン患者に借金があるが、身寄りがいないし、本人も入院していて動けない。
- ・ 高齢者が入院したとたん、近隣住民が通帳を取り上げて管理している。
- ・ 高齢者が消費者被害に遭い、その結果、家族との折り合いも悪くなってしまった。
- ・ 借金に追われて医療費を支払えなくなり、糖尿病が悪化して失明した。
- ・ 障がい者一家が、持ち家の固定資産税を支払えないで困っている。

法テラス可児では、このような福祉関係案件が、当職の手持ちだけで常に数十件を超える状態が続いた。また、受任に至らずとも、福祉関係者から電話による法律相談がひっきりなしにもちこまれていた。当職の感覚では、これらの福祉関係者との間で、毎週平均１回は電話のやりとりをし、それぞれ週平均でのべ数十分から１時間程度の電話相談をしている、という状況であった。電話の内容としても、これまで見守ってきた案件の経過報告から、新規案件の相談など、短時間のうちに、複数の

案件の情報がやりとりされていた。

しかも、法テラス可児では、管内の全福祉機関との連携が図れていたわけではなかった。上記のようなやり取りができていたのは、積極的に連携が図れていたほんの一部の福祉関係機関だけであり、9割以上の福祉機関とはまったくやりとりがないままに終わってしまった。つまり、御嵩支部管内でも連携格差が起こっていたのであった。当職としては、連携できていない福祉関係機関に対しても積極的に働きかけ、現場の担当者と関係を築いたり、連携の仕方を知ってもらったり、法律問題の発見方法をレクチャーしたりするだけでなく、関係機関との定期的勉強会を開くとともに飲み会をやってインフォーマルな関係（＝気軽に電話してもらえる関係）を築くべく努力をした。しかし、当職の力不足で、手が回らずに任期が終わってしまった、というのが現状であった。

（3）いわゆる社会的弱者案件とアウトリーチ

現在、わが国の人口の約23%を占める高齢者や、人口の約5～6%を占める障がい者のみならず、これらの統計に入っていない「障がいがあるのに障がい者との認定を受けていない人」「いわゆるボーダーライン上にある人」などは、自分の力で自らの権利を守ったり、しかるべき法的義務を履行したりすることに困難をもっていることが多い。しかも、このうちの多くの方々が地域生活をされている。その中で多くの生活課題をかかえると同時に、消費者被害にあったり、犯罪に巻き込まれてしまったりしがちであることは間違いない。

ここで、法テラス可児の高齢者・障がい者案件を分析してみると、弁護士へのアクセスを阻害しているものは「お金がない」「資力がない」というものだけではないことがよく分かる。多くの事例では、「弁護士を使う発想がない」「弁護士に何ができるのか分からない」「障がいなどのために被害意識が薄い」「意思疎通に困難がある」「ひきこもる」「動けない」「病識がない」「法律相談所まで移動する費用すらない」など、極めて多様かつ複雑な要因によって、弁護士へのアクセスが阻害されて

いた。これらの方々は、法的問題を抱えていても声をほとんどあげないので、弁護士がよほど目をこらしてつながろうと努力しない限り、その存在にすらまったく気づかない。換言すれば、これら案件に関しては、新聞広告・市区町村広報・テレビCM・ホームページなどといったメディアを用いて法律事務所を宣伝しても、当事者がこれらメディアに接していなかったり、理解できなかったりするので、ほとんど弁護士につながらないで終わってしまうのである。

このような現状に鑑みると、いわゆる社会的弱者案件では、福祉関係者で実践されている「アウトリーチ」³が司法領域でも実践されなければならないものというほかない。現に、優秀な福祉関係者ほど、「自分が見えているのは世の中のほんの一部に過ぎない」ということを自覚し、積極的に地域に出て、生活課題・社会的困難を抱えている人を発見しようと努力していたし、「それでも、まだまだ把握できていない社会的弱者がいる。」とはっきりと明言していた。この点については、今後、福祉関係者にすらつながらない当事者とどのようにつながっていくかがさらなる課題となるものというべきである。福祉関係者の先駆的な取り組み⁴を参考にしながら、福祉関係者とともに、地域での法的ニーズを充足していく必要がある。

以上をふまえ、法テラス可見では、福祉機関関係者であれば「いつでも、無料で、気軽に」相談ができるようにしていた。その結果、法的にこじれてしまうよりも以前の段階で、法的によりよい提案をすることができるようになったといううし、ケースによっては、当事者の紛争を未然に防げたりもするようになった。福祉機関サイドでは大した問題だと思っていない案件であっても、弁護士から見ると早期に法的手段をとるべきであった、という案件もあった。

3 司法ソーシャルワークの可能性

(1) 福祉関係機関と連携した司法ソーシャルワーク

以上のような法テラス可見での現状から考えると、弁護士が福祉関係

機関と連携・協働することには、①司法アクセス改善、②ワンストップ的解決の実現、の2つの意義があるというべきだろう。

① 司法アクセス改善

いわゆる「弁護士ゼロワン地域」（地裁支部管内に弁護士がゼロ若しくは1人しかいない地域）がなくなり、「弁護士過疎」が解消されたとしても、障がいや環境などのためにまだまだ司法にアクセスできないという「事件過疎」の問題は残っている。この点については、上記のとおり、福祉関係機関と連携・協働を図り、アウトリーチを実践することで、法的支援を求めている当事者が、早期かつ適切に弁護士へとアクセスできるようになるものといえる。

② ワンストップ的解決の実現

いわゆる社会的弱者案件は、当事者の判断能力などの問題によって、当事者をめぐる事実関係すらはっきりしないことが多い。このようなとき、当事者本人の了解のもと、複数の機関で情報共有することで、正確な事実を把握することができるようになる。当然のことながら、弁護士の法的判断にあたり、事実誤認をすると法的方針そのものを見誤るから、十分に連携を図って正確な情報把握に努め、よりよい法的方針が採れるように工夫をすることができる。

また、これらの当事者は、判断能力の問題などに起因して、福祉、教育、医療、雇用、公的扶助、子育て支援などといった日常生活上の各種課題を、ほとんど例外なく、かつ、複数抱えている。これら各種課題を解決するにあたり、関係各機関がその得意分野を活かした提案をしたり、各機関の権限に属する給付等を実現させたりして、生活課題の包括的・一挙抜本的解決をすることが可能となる。

こうしてみると、このような弁護士の活動は、福祉機関と連携・協働して行うソーシャルワーク⁵の一部なのであり、このようなソーシャルワークを実践することで、より当事者に寄り添った活動を実現できるよ

うになる。

このような「弁護士が福祉関係者と協働すべきである」という視点は、医師の場合とは大きく異なっている点でもある。すなわち、医師の場合であれば、当事者の意思や生活状況・資力によって疾患・疾病の診断内容が異なることはない。健康保険制度のもとでは、診療方針も患者の生活状況・資力によって大きな影響を受けるとは考えがたい。したがって、医師は疾患・疾病の治療に専念する一方で、医療ソーシャルワーカー⁶は退院調整などのソーシャルワーク業務に専念することになる。言い換えれば、医療ソーシャルワーク分野においては、医師業務と医療ソーシャルワーカー業務が明確に分業されているというべきであるし、双方の業務が、相互に大きな影響を及ぼすことなく独立して各々の職務を遂行するものといえる。

他方、「社会生活上の医者」などともいわれる弁護士の場合は、その活動自体、多分にソーシャルワーク的要素をもっている。我々弁護士が日々行っている法の方針決定にあたっては、当事者の意思・生活状況・資力から大きく影響を受けざるをえないし、当事者の生活実態を無視して方針を決めると、誰もが望まない結果を招来しかねない⁷。弁護士の職務内容についてみても、ソーシャルワーク分野との明確な職域分断をすることは困難であるし適切でもないのである⁸。

また、福祉機関サイドからも、ソーシャルワークを行っているチームに弁護士が入ってくることを望む声が少なからずあった。それは、「福祉関係機関にしかるべき権限がなく、ソーシャルワークをすすめていくにあたって壁にぶち当たっていた。弁護士を活用することで、ソーシャルワークがスムーズに進むようになった。」というものであった。福祉関係者のほとんどは、福祉関係の行政機関に所属しているが、その行政機関は、医療・年金・介護・障がい者福祉・子育て・生活保護・教育・国際化対策等の各課に分けられ、権限も縦割りになっているので、福祉関係者の権限が他部署にまで及ばない、という問題がある。そのため、生活課題を包括的かつ抜本的に解決しようと思っても、他部署の協力を

得られずにソーシャルワークが頓挫してしまう、というのだ。この点は、当事者に寄り添って「なんとか解決したい」と強く思っている優秀な福祉関係者ほど、ぶちあたって思い悩んでいる問題のように見受けられた。

そのようななか、弁護士が「ソーシャルワークをする一員」として協働すると、他部署の職員にも適正な法適用を考えてもらえるような環境が整う。その背景には、弁護士が司法に属する者であり、行政の法適用の適正さをチェックする役割をも担っていること（ひいては、違法な行為には訴訟提起などもされうること）がある。その結果、福祉関係者和他部署との間でも、新たな協働関係が生まれ、他部署の権限も効果的に活用することが可能となり、当事者に対する複合的・包括的な支援ができるようになったりするのである⁹。現に、福祉関係者のなかには、法テラス可児との連携を通して、このような「弁護士の使い方」を知るに至り、よりうまく弁護士を活用しようと考えの方もでてきた。

こうしてみると、弁護士がソーシャルワークの一員となって協働することで、市町村の現場レベルでのコンプライアンスが徹底され、より当事者の問題解決が促進されることも期待できるのである。

（２）その他の弁護士活動と司法ソーシャルワーク

今後、望まれるべきソーシャルワーク的な弁護士活動は、上記の福祉関係事件だけにとどまらない。ここでは、刑事弁護や他の弁護士・弁護士会との協働という観点から、司法ソーシャルワークの可能性について述べてみる。

ア 刑事弁護と司法ソーシャルワーク

刑事弁護分野では、現に、ソーシャルワーク的活動が実践されている。刑事事件の大半を占める情状事件においては、被害者と示談をしたり、被疑者被告人を見捨ててしまった家族との環境調整をしたりして、社会復帰後の環境調整をおこなったりするが、これらは、まさにソーシャルワークの一環とみることもできる。

さらに、近時の研究報告¹⁰によれば、新規受刑者の約22%がIQ69以下

で、知的障がいをもっている疑いがある。しかしながら、刑事裁判において、この点を認識・自覚して刑事弁護をしている弁護士は、ほとんどいないものと思われる。また、同研究報告では、療育手帳をもっていたのは新規受刑者全体の約0.8%にすぎないとも報告されており、残りの多くは適切な福祉給付を受けられずにいるものと考えられる。つまり、知的障がいの疑いがあるのに療育手帳をもっていない人たちは、社会復帰したところで適切な社会資源¹¹につながらず、ふたたび無銭飲食や万引きなどの軽犯罪を犯さざるをえなくなって（刑務所にしか行き場がなく）服役している、といわれているのである。こういった方々の多くは、グループホームや適切な支援者などのもとでは、このような犯罪とは無縁に生活できるはずなのであり、本来、警察段階から刑務所に至るまでの刑事司法作用によって、矯正・改善などを図るべき問題ではないのである。（この点に関しては、さまざまな制度改革も必要と考えているが、本稿の主題からはずれるのでここでは割愛し、以下、現行制度のもとでなしうる課題について言及する。）

このような状況のもと、近時、各地に地域生活定着支援センター¹²が開設され、社会福祉士などが、出所者のソーシャルワークに関与するようになった。もっとも、地域生活定着支援センターの社会福祉士がもちあわせている権限も、現行制度のもとでは、極めて限られたものとなっている。つまり、生活保護受給、就職先あっせん、住宅供給、障がい関係給付など、いずれもまったく別の機関・部署が行うこととなっているのである。

そうすると、地域生活定着支援センターが、出所後の当事者への法的支援をするべく各機関との連携をするにあたって、弁護士が協働していく意義・必要性が大いにあるというべきであろう。ここでも、我々弁護士が司法ソーシャルワークを行うチームの一員として協働をすることが期待されているものといえる。現に、このようなソーシャルワークの結果を「良い情状」のひとつとして主張立証することにより、触法障がい者に執行猶予判決がなされた案件も報告されている¹³。

イ 他の弁護士・弁護士会との連携・協働と司法ソーシャルワーク

他の弁護士や弁護士会での連携・協働も司法ソーシャルワークの一部ということができる。

これまで見てきたとおり、社会的弱者案件では、生活課題をめぐって多くの専門分野にまたがる問題が複合的に出てくることが多い。「障がい者から金銭搾取をしている反社会的勢力をどのようにして排除するか。」「外国人労働者が派遣切りにあい、生活ができないとの訴えがあるけれども、生活確保のためにいかなる手段をとりうるか。」「刑事弁護の被疑者被告人が再犯をしないようにするために、暴力団との縁を切れないだろうか。」「大人が抱える生活課題の中で、苦勞を強いられている子どもに対してどのような援助をなすべきか。」「消費者被害の加害者の陰にチンピラの動きが見られるが、これに対してどのように対応するのが効果的か。」「生活困窮のあまり犯罪に手を染めてしまったがどうすればいいか。」——このように、外国人・子ども・民事介入暴力・高齢者障がい者・刑事弁護・消費者・犯罪被害者・貧困問題対策など、多くの分野にまたがる多問題を抱えた当事者を支援するには、これら分野の専門的知識・知見が必要不可欠となってくる。

このようなとき、専門的知識・知見をもった他の弁護士や弁護士会等と連携をはかり、より先進的な取り組みなどを日々の弁護士活動に反映させることが必要不可欠である。そして、そのような活動も、司法ソーシャルワークの一環ということができるだろう。

Ⅱ 法律専門家との連携 福祉の現場から（長谷川）

1 連携をおこなうまで

私は市役所市民福祉部子育て支援課で家庭児童相談員として、子どもへの虐待問題、DV被害者支援、離婚相談等、家庭に関する問題に関わっている。そういう中で、法的なアドバイスが必要なケースにも出会う。ひとつの問題に苦慮しているのではなく、いくつかの問題が絡んで動き

がとれず先行きの見えない不安な状態で停滞している家庭などがその例である。扱うケースにおいて問題が絡み合った状況の中に子どもに影響を与えるような事由があれば、その点も含めて解決の糸口を見つけていかななくてはならない。法テラスと連携できることで、ケースワークの中に法的支援が可能となれば、その家族が抱える問題の解決への糸口が見つかり突破口となり得ると思っている。

法テラスが設立されたのは平成18年だが、それまで相談を受ける中で法的な問題が生じた場合には市の無料法律相談を紹介していた。法律相談は基本的に県の振興事務所と本庁にてそれぞれ月に数回実施されている（予約制）。相談時間は20分であるが、弁護士からアドバイスをもらいその相談内容に対する方向性を決めるには充分とはいえない。弁護士が問題の解決まで付き添うという形ではないので、次の解決策に向けて手際よく行動できる相談者には足りるかもしれないが、問題解決のための行動をとるには背中をもう一押しされることが必要な相談者もいるであろう。法律相談を担当している弁護士は遠方から来るので、相談者はさらに一押ししてもらうためには法律事務所まで足を延ばす必要がある。解決への道は遠いのである。以下では、法テラス設立以前に私が相談員として関わってきたケースを2つ紹介したい。当地は、弁護士事務所が皆無ではないもののいわゆる司法過疎地と言われている地域である¹⁴。私が勤務しているのは、「心配ごと・なんでも相談」を受け付けている相談室であり、法律に詳しい相談員がいた関係上、市民の方々が困りごと相談に来室されていた。

《Aさんのケース》

Aさん（男性）は高齢で親族も遠く離れたところにいる独居者である。隣家との境界にある石垣が崩れて隣家の車庫に損害を与えているということで隣人から高額な車庫の補修費を請求されていた。その補償責任は所有者にあるとはいえ、隣人からの請求は一方的で、Aさんは対抗手段もなく社会的な弱者だった。Aさんに付き添ってきた知人の訴えは、「自

分が代理人となって相手方と交渉することはできないので相談室でなんとかして欲しい。」というものであった。

この事例に関わる中で、相談員自身が相手方に取り込まれるような形で利用されそうになったが、上司の「公的機関が個人対個人のトラブルに介入すべきではない。」という指示を受け、Aさんの相談を消費生活センターへと繋げた。センターの力を借りて、工事の差し止め・見積もりの仕切り直し・補修費支払いの方法等、Aさんの納得の行く形に収まればと思っていた。しかし、結局、Aさんは消費生活センターでの斡旋・仲介を利用することはしなかった。隣人とは今後も町内での長いつきあいがあるので穏便にことを済ませることを選択したからである。さらに、Aさんはブロック塀の取り替え工事も要求されたとのことで、その支払いにも応じていた。本ケースについては、一介の相談員がAさんの代理人となって相手側と交渉する権限も知識もなく、困りごとの解決にはまったく手が届かなかった。しかし、当然、相談員として“できること・できないこと”を明確にする必要もあった。本ケースを通じて、相談員の力不足を補うものとして、社会資源に関する情報を得るためのアンテナを高く張っておくことの大切さを感じた。

《Bさんのケース》

地域の民生委員がBさん（男性）の家庭を訪問する中で、生活困難であることがわかり、福祉事務所の厚生援護係担当者と橋渡しがなされ、そこから私が相談を受け持つこととなった。担当者とのケースワークをする中で目の前にある債務整理が先決となり、自己破産申立を勧めたところ実行に至り免責となった。

本ケースについては、免責の結果、「最大の悩みの種が消えました。」との言葉を相談者であるBさんからもらった。しかし、Bさんが抱えていた借金は長年にわたる消費者金融からの借り入れによる多重債務であったため、利息制限法による金利の引き直しをすれば過払い金請求ができた事例であった。当時は、「過払い請求」という言葉がやっと世の

中に出始めている頃であり、過払い請求のためのマニュアルはあったが、このようにすれば払いすぎた利息分の請求ができると頭の中で理解しても、多重債務で困窮する相談者を目の前にすると、まずは自己破産申立をして生活再建することを勧めていた。

以上、AさんとBさんの2つのケースを紹介したが、法的支援については、一部署の担当職員や相談員では専門的なノウハウもなく限界がある。このような場合に、法テラスの存在や弁護士による法的支援が受けられたならば、到達しえた結果に大きな違いが出ていたと思う。

2 法テラスと連携して

平成18年に可見市に法テラスが設立された。当地からは少し離れた場所ではあったが連携ができるようになった。やはり、私たち相談員が何よりも嬉しく感じていることは、法的支援の道筋ができたということである。以下、法テラスのスタッフ弁護士と連携をおこなった事例を2つ紹介したい。

《Cさんのケース》

Cさんは5人家族で、多額の債務、住宅ローン、公共料金の滞納などを抱え生活が困窮した状態で福祉課の生活相談に来所した。ケース会議の中で、生活の建て直しの第一歩として債務整理から始めることになり、相談を法テラス可見法律事務所へ繋げた。そこで、当時、法テラスのスタッフ弁護士であった太田弁護士に債務整理のため、代理人として相手方債権者に対して過払い請求を依頼し、戻ったお金で公共料金の滞納整理・住宅ローンの返済などに充てることができた。また、太田弁護士には住宅差し押さえの解除手続きも依頼した。その結果、Cさん一家の生活基盤を立て直すことができた。Cさん自身には社会福祉協議会の生活自立支援事業の利用を勧め、今後の金銭管理をしてもらう手筈も整えることができた。支援職間では「日常生活の見守り、サービスの紹介、家庭訪問などは行政でやり、法的な支援は法テラスで。」という役割分担

をおこなうことができた。その後、Cさんは生活に落ち着きを取り戻すようになったが、家庭児童相談員である私の元には、困った問題がおきると相談の電話が入るようになった。以前のように切羽詰った状態になっていないので、解決策もたやすく見つけられるようになってきている。Cさんには学齢期の子供がおり、折にふれ家庭訪問等をおこない現在も見守り体制を整えている。

《Dさんのケース》

独身女性のDさんは多額の債務を抱えた状態となり生活保護の申請のため福祉課に来所した。Dさんは軽度の知的障がいがあるために同僚とうまく関係を築けずに転々と職を変え収入が安定していなかった。ケース会議の中で、生活再建の前に債務整理をすることが必要であるということになり、法テラスの太田弁護士に手続きの依頼をした。本ケースでも、Dさんが抱える問題解決に必要な支援者間で役割分担を行うことができた。具体的には、生活再建のための支援として、作業所のケースワーカーが自立支援の見守りを行う、包括支援センターが後見人申請などの手続を受け持つ。他方で、障がい専門相談員がDさんの障がい者作業所での就労についての相談を行い、家庭児童相談員は、仕事帰りにフラッと立ち寄るようになったDさんの話の聞き役となっている。

私たち行政職者は、トラブルの聞き役でもあり同時に、トラブルのきっかけを見つける役を担っていると思う。そういった役割で一緒にケースを担当させてもらった。法テラスやスタッフ弁護士との関わりができて、状況に応じた的確な法的支援もさることながら、必要な支援が得られるようになったのではと痛感している。

3 法律専門家・法テラスへの期待

最後に、福祉の現場が弁護士や法テラスに望むことは、心強い後ろ盾のような存在、パートナー的な存在、近しい存在であってほしいということである。行政職者にとっても市民にとっても、弁護士や法律事務所

は敷居が高い存在ではないだろうか。弁護士に物事の相談をするという習慣や素地はまだ一般的ではないと思う。私自身も、弁護士のイメージというと、大きな訴訟問題のための弁護団、芸能人が離婚する際の弁護士、社会的に注目を集める刑事事件を担当している弁護士、そういったイメージが大半だったが、法テラスが設立され弁護士とも連携がとれるようになった現在、そのイメージは少し変化した。

法テラスや弁護士に期待することは、社会全体から見れば小さな問題かもしれないが当事者にとってはとても大きな問題であり、そのような問題を抱える社会的弱者の話にきちんと向かい合ってくれる支援者であって欲しいということである。また、法律に基づく根拠あるアドバイスを、必要な時に必要なだけ受けとることのできる力強いパートナー的存在であってほしいとも思う。そして、福祉事務所を訪れる相談者たちは高齢であったり、車の運転ができない等社会的弱者も多いため、相談者に対してのフットワークの軽さも期待している。法テラスは公共性もあり、行政にとってはとても力強い存在である。各部署との関わりも今後増えてくると思う。関係機関との連携をとることが大事だと、福祉の現場だけでなく各方面でも言われているが、さらに言うならば、連携する相手の顔が見える付き合いができるようになればと思っている。

Ⅲ 連携活動に関する調査研究から（吉岡）¹⁵

スタッフ弁護士による関係機関との連携への積極的な取り組みは、2006年10月に過疎地や都市部へ赴任したスタッフ弁護士1期生を中心に推進され、以降、全国に派遣されたスタッフ弁護士らを触発し各々の赴任地での試行を喚起した。2012年3月現在、連携の取り組みをその活動に積極的に位置づけるスタッフ弁護士は増えており、各地から活発な報告がなされている¹⁶。関係機関と連携を図る取り組みは、地域社会におけるネットワーキング活動であるため、人口形態や地理的要因をはじめ、法的サービスの状況や地域固有の社会資源等、地域性に規定されるもの

である。そのため、必然的に、弁護士の出任地によってその活動形態は異なってくる。また、下記で明らかにするように連携の態様や活動の場は事案の内容や関係する支援者・関係機関によってさまざまなパターンをもちうるものである。他方で、スタッフ弁護士は任期制であることから、作り上げた連携体制をいかに維持・継承していくかについても経験の共有やノウハウの蓄積が進行している。本章では、連携の取り組みに関して実施された調査研究の知見をもとに、前章までの論稿に考察を加え、司法ソーシャルワークという活動の実像に迫ることを目指す。

1 法律専門家と関係機関の連携とは

(1) 連携の態様

連携を論じるにあたり、その態様がどのようなものであるかをまず確認する必要がある。一般的には、2者以上の間で、連絡、情報提供・共有といったやり取りにはじまり、個別事案の依頼、処理を行った上での投げ返し、相談への随行・同席、より大きくは、複数の支援者による事案の協働処理であり、さらには、事案終結後の継続的支援（見守り）といったことも含まれる。言うなれば、連携は、異業種間で目指される支援の内容とその方向性によって多様なバリエーションをもちうるものである。近年では、連携について精力的に取り組むスタッフ弁護士らから、その態様を説明する報告の中で、「知らせる」、「一緒に走る」、「分かち合う」¹⁷や、「バトンタッチ」「ワンタッチ」¹⁸等、さまざまな実践的表現（アカウント）が呈示されている。

(2) 連携の効果

法律専門家が関係機関と連携を図ることの効果は、本稿をはじめ各方面で報告されているようにめざましいものであるが¹⁹、ここでは代表的なものについて整理したい。

まず、司法アクセスの観点からみると、大きく2つのことがいえよう。第一に、潜在的な支援ネットワークの顕在化、活性化、そして既存支援

ネットワークの強化、拡大化がみこめるということである。もちろん、法律専門家が関係機関と連携を図ることにより新規にネットワークそのものが形成されていくということもあるが、地域に「固有の」支援形態に法律専門家が組み込まれる、あるいは、活発な取り組みをおこなっている支援者・関係機関に法律専門家が接続することで、地域社会内部の支援の力が総体として拡大し、支援のネットワークの網の目がより緊密に強固になっていくということがいえよう。換言するならば、人々の司法アクセスへの道筋がより確実に整えられるということである。

司法アクセスの観点からみた連携の効果の第二のものは、特定の層やトラブル類型への実効的支援につながるということである。のちに詳述するが、高齢者、障がい者、生活困窮者といった社会経済的弱者層が抱えるトラブルは、“法的保護の暗黒領域”という指摘もあるほど法的支援がもっとも遅れているところである²⁰。また、家族間や隔絶した環境で生じるトラブル、例えば、高齢者虐待、児童虐待、搾取、DV等は問題の隠蔽傾向があり、本人から相談に持ち込まれることがきわめて少ないという特徴がある。つまり、このような困難・トラブルを抱える人々が、司法アクセスというものを獲得するには、地域社会に密着して活動する福祉職者による「発見」と、法律専門家への「誘導」というものが必要となる。言わば司法アクセスへの道筋が最も険しい層ともいえ、これらの人々やトラブルへの法的支援には、地域における支援者・ネットワークと法律専門家の「接続」が不可欠だということになる。

次に、トラブル当事者および支援職者間レベルにおいて連携がもたらす効果をみてみよう。第一に、相談者にとっては、抱えるトラブルの包括的解決の可能性が開けるということである。異業種者が連携すると相互に異なる専門的視角や処理方法を知ることができ、それぞれの視点の広がり支援における選択肢の幅を広げ、結果として包括的な解決が見込める²¹。セイフティネットの取り零しを減らすことにつながるため、困難事案にこそ連携の効があると考えられる。

第二に、事案の協働処理は、支援職者間に相互に調達可能な社会資源

の選択肢を増やすことになり、それぞれの業務負担を軽減しようということである²²。お互いが楽をできるという評価は、とりわけ連携構造を維持・再生産していく上で強力なインセンティブにもなっている。

第三に、事案処理や支援結果について各方面から検証をすることが可能であるということである。本来、法律専門家はその業務において孤独であり、常に依頼者の正当な利益を守れたかどうかは自問自答しなければならないが、各方面から正しさの検証をすることができると心理的な支えとなる²³。このことは、他の支援職者にとっても同様に充足感を得られるもので、業務遂行上の励みとなり、結果として連携の維持・再生産につながる。

第四に、支援職者間で異なる支援法や面談・コミュニケーション技法にふれ修練する機会になることもあげられる。例えば、法律専門家にとっては、福祉援助者らの対立的場面における柔軟な対応、粘り強いエンパワメント、依頼者への共感の示し方等、依頼者と接する上で参考になるところも多く、法律相談技術に援用可能な部分もある²⁴。反対に、福祉援助職者にとっても、法律専門家が支援を行う場に同席することを通じて、法的助言・面接技法に親しむ機会を得るということが聞き取りを通じてわかっている。専門領域は異なるものの、人々を支援する職能・立場に同じくあるということで、相互の専門性について理解を深め、同じ支援者として共感を覚えたり経験の共有へとつながる。この点についても、結果として、支援職者間の信頼関係の構築や連携形成・維持へのインセンティブとなる。

以上、連携を図ることの効果が諸点においてみとめられ、その取り組みを推進することに意義があることを確認した。

2 司法ソーシャルワークとは

(1) 太田弁護士の実践から

I章で詳述されているように、太田弁護士は連携の取り組みを精力的におこなっているスタッフ弁護士の一人である。前節までで記したよう

に、連携の取り組みの態様は、支援の内容・方向性・活動の場等によりさまざまなパターンがあるが、太田弁護士の連携活動（法的支援）には以下の３点において特徴があると考えられる。

第一に、スタッフ弁護士らの連携に関する活動は、消費者、DV、子ども、外国人、更生保護、ホームレス、被害者支援等、さまざまな問題領域にわたるものであるが、太田弁護士は、障がい者・高齢者等の社会経済的弱者の案件を、行政・医療機関、高齢者施設、警察等との連携により積極的に扱っているということである²⁵。

第二に、上記でふれたように、連携には単発的な事案依頼、処理、投げ返し等の態様があるところ、太田弁護士の活動に特徴的であるのは、関係する機関や支援職者とチームとなり案件を協働で対処するパターンが多いということである。弁護士が支援職チームの一員となって、潜在的トラブル要素も含め問題点を抽出・整理し包括的解決を目指すもので、表出したトラブルの解決にとどまらない生活再建・見守り等の周縁的支援に至ることもある。

一般にネットワーク研究でも指摘されているように、ネットワーキング活動には人的依存性があり、ネットワーカー個人の資質や能力に影響を受けるものである。高齢者・障がい者案件を精力的に扱っているという第一の活動特徴についてみると、弁護士自身の業務上の問題関心や積極性に由来しているものといえよう。第二の活動特徴である支援職チームでの協働対処というスタイルは、太田弁護士が得意とするところである。連携活動に関する調査知見をもとにすると、連携の態様・関与の仕方は時間とともに変化するもので（連携態様の段階的发展）、事案の協働対処という取り組みは構成員の紐帯の強化と活動の進化があつて遂行可能な発展的形態ということになる²⁶。これら２つの活動特徴は、いずれも太田弁護士の社会福祉に関する素養（知識と援助技術）と経験がその活動の基盤となっているものでもある。

第三に、太田弁護士の連携の実践において特徴的であるのは、自宅や施設等の居所から移動が困難な人々の元へ自らが訪問・出張相談という

かたちで接近し(アウトリーチ)、法的支援をおこなっていることである。もともとアウトリーチは福祉領域の実践に用いられる用語であるが(注3)、太田弁護士は当事者へ接近して法的支援を行う自らの実践を「アウトリーチ」と捉え提唱し、地域の福祉専門職者を刺激していた²⁷。そして、アウトリーチにより赴くのはおよそ弁護士が活動を行う場と通常想定し得ない所であり、知的障がい者一家のごみ屋敷化した自宅や、うつ病患者として入院する精神病院の病棟や、視覚・記憶障がいを抱え入所する老人福祉施設であったりする。広域行政地を乗用車で片道1時間程かけ、支援を必要とする人々・関係機関のもとへ昼夜を問わず駆けつける。そこで、スタッフ弁護士による支援を待っている案件は、関係機関にとっても頭を抱えなくなる困難事案であることが殆どである。このアウトリーチという活動特徴は、弁護士自身が、高齢者・障がい者支援には接近的アプローチが重要であることを強く認識していること、さらに、精力的な活動スタイルであるがゆえ長時間にわたる執務を厭わないことにもよるが、収益性に必ずしも拘束されないがゆえに機動性を有するというスタッフ弁護士の活動機能のなせる部分が大きいと考えられる(スタッフ弁護士のプラクティスにおける諸機能については本章3(2)で詳述する)。

(2) 法律家によるソーシャルワーク

本稿における太田弁護士の指摘は、自らの連携に関する実践から、弁護士がソーシャルワークにコミットし法的支援をおこなっていく活動、すなわち“司法ソーシャルワーク”の可能性を提起するものである。ここでいう司法ソーシャルワークの射程は、I章3(1)及び(2)で述べられているように、福祉関係機関と連携した活動のみならず、その他の弁護士活動にも及ぶものである。では、司法ソーシャルワークが支援の場面で具体的にどのような仕方でなされるものなのか、その一端について、弁護士と被支援者の相互行為に関する観察をもとにやや仔細にみてみたい。下記は、I章で紹介されているXさん一家の事例で、太田弁

護士がアウトリーチにより被支援者の生活の場においてどのようなふるまいをみせているかの記録の抜粋である。繰り返しになるが、これはあくまで司法ソーシャルワーク諸相の断片である。

某月某日の夜、弁護士は預かっている書類を返却するためXさん宅へ訪問することとなり、筆者は事務員として同行した。X家に対する関係機関を含めた支援は数ヶ月前より既に始まっていたが、近頃は地域包括センターの支援者も家内への立入りが難しくなっているという。法テラス可児法律事務所からXさん宅へ向かうには車で片道40分程を要する。この日のように、弁護士は敢えて夜間に訪問することもある。これは弁護士が一家から信頼を得ていることによるが、家族全員が揃う時間帯でないと家庭の状況が正確に把握できないとの判断による。その日、Xさん宅で通された居間には、祖母X₁さん、母X₂さん、子X₃さんがおり、隣室に子X₄さんがいた（ことが途中でわかった）。弁護士は、X₁さん、X₂さんのそれぞれに返却する書類について1枚1枚丁寧に時間をかけて説明し、確認の署名押印をもらうのに30分程割いていた。署名をしてもらうにあたっては、文字が書きづらい被支援者にとって負担にならないよう、「ゆっくりで大丈夫ですよ」と声をかけながら、一文字ずつ一緒に書き進めるというスタンスである。同じ視線に立ち、根気強く見守り、必要に応じてエンパワメントをおこなう丁寧な支援は、障がいに対する理解や援助技術の習熟の上になされる介助的支援ともいえる。それゆえに、障がいや困難な問題を併せ持つX一家から揺るぎない信頼関係を得られていることが窺えるものであった。

さらに、弁護士がおこなう支援（ワーク）は、被支援者の生活の場において潜在的なトラブル要素の探索へと移行する。例えば、家族らと雑談を交わしながら、地域包括から痩せてきているという情報があつた母親の健康状態を確認し、子供たちの様子を観察する。最近変わったことがないか、困ったことがないか、それとなく質問する。そ

の間、弁護士は視線をあらゆる場所へ移し、請求書等の不審な郵便物の有無や、洗濯物のたたみ方など小さな変化を見逃さず、そこから援助者や訪問者の有無を確認しようと試みる。これを可能とするのは、他の福祉支援職者との間で形成されている見守り体制²⁸が確立されているからであり、的確に照準を合わせるようなかたちで潜在的トラブル要素の探索が次々となされていく。筆者が同行した日の夜は、最近訪問してきたというシロアリ駆除業者の名刺を弁護士が発見し、警告の電話をかけることになった。またひとつ、X家に新たに迫りつつある危険を未然に防ぐことができたのである。

上記の筆者が観察した、Xさん宅での弁護士としての本来業務（書類の返却・説明）に周縁しておこなわれた支援及び所作は、ソーシャルワークそのものといえよう。法律家である太田弁護士の姿はさながら社会福祉援助家にも映る。また、弁護士としての法的知識・職能を駆使し潜在的なトラブル要因を探り芽の段階で摘もうとする支援活動は、通常の弁護士業務における予防法務での助言提供や法的判断とも異なるものである。自らがアウトリーチを行って被支援者の生活の場へと到達し、当事者の後見的・介助的支援を行うものともいえよう。

（3）社会経済的弱者のトラブルと支援

太田論稿で指摘されているように、司法ソーシャルワークの意義は、福祉関係事件に限定されるものではなく、もともとそれが実践されている刑事弁護領域や他の弁護士・弁護士会との連携協働においても可能性に富むものである。これらの活動は、太田弁護士の実践のみならず、スタッフ弁護士らによって、「ソーシャルワーカー的役割」や「ケースマネージャー機能」といったかたちで報告されてきたものでもある²⁹。

本稿でいう司法ソーシャルワーク領域の射程となる弁護士活動の大半は、新しく出現したものではない。長年にわたり、一般の弁護士が弁護士会の委員会活動等を通じて手弁当で尽力してきた活動に重なるもので

もある。しかし、活動をソーシャルワークと関連づけて捉えるという視点は、I章3(2)で指摘されているように、主に刑事分野で少年や更生保護に関する支援活動において着目されることが多く、広く民事分野の弁護士活動において正面から司法ソーシャルワークとして見据えることはなされてはこなかったように考える。

では、何故、司法ソーシャルワークが有効であるのか。ここからは、その支援対象とされる社会経済的弱者の法的問題（トラブル）の性格とその支援のあり方という観点から再考してみよう。

認知症高齢者や精神疾患、知的障がいを抱える人々（社会経済的弱者に含まれる）は、自主的解決能力が乏しい上に、日常生活を営む上で問題を抱えていることが大半である。そのため、これらの人々が抱える法的問題は、上述したように法律専門家による救済の遅れが最も指摘されるところでもあるが、その理由として、それら問題への支援には下記のような特徴があるゆえだと考える。

① アクセス経緯の特徴 –福祉職者らの発見・誘導により法律専門家への接続–

社会経済的弱者は、地域社会においても孤立しがちであり、判断能力が十分でない場合は被害の認識自体がないことも多く、生活の場面に参与する福祉・医療従事者等の発見がなくては、悪質な商法や詐欺者の好餌となる。例えば、成年後見人がついていない認知症独居者は、詐欺・窃盗犯、訪問販売の格好の標的とされ、被害の認識もないため捜査も不可能である。高齢者が抱えるトラブルについては、その特徴は内容の特有性ではなくアクセス経緯にあるという指摘が法律専門家からなされている³⁰。すなわち、高齢者にはトラブル隠避傾向があり、家族や福祉関係者の誘導があって初めて弁護士のもとへ持ち込まれる可能性が高いということである。さらにいうと、高齢者虐待、児童虐待、搾取、DV等、家族間や隔絶環境下で発生するトラブルは発見に相当困難が生じる。つまり、社会経済的弱者が抱えるトラブルは福祉職者による発見があり、法律専門家への誘導・接続があって、初めて法的解決への経路が敷かれ

ることになる。

② 複合的要素からなるトラブルであり支援職者間協働が不可欠

社会経済的弱者のトラブルは、障がいや生活困窮等、複合的要因からなるものが大半である。自主的解決能力に乏しく、関係者も同様の状態であったりトラブルに関与する場合もある等、長期にわたって放置されがちである。そのため、影響が生活・家族全般に及び、いわゆる困難事案となった場合、その発見時は支援関係者が処理の方策について途方にくれるほど絡みあった状態となっていることもある。問題が多領域にわたっているため、必要な方面の支援職者らによって混成されるチームで同時に協働しての支援が不可欠であり、各専門家の視点から問題点を抽出し、生活再建を含めた援助のための方針やプログラム策定が必要となってくる。

③ 継続的支援や見守りが要請されることが多い

社会経済的弱者のトラブルは、事案の終結とともに直ちに問題が終結し解放されるということは少なく、継続的・断続的に福祉行政の援助が必要となることが多い。もともと障がいや依存症等の問題を抱えていることも多く、生活困窮状態に陥ってしまったがゆえの悪習慣を断ち切り生活再建に向かうには、長期の時間を要するものである。むしろ何をもってケースの終結とみなすかは、福祉行政職者にとって悩ましいものであり、必然的に見守りの支援が要請されるともいえる。それゆえ、地域社会において支援職者間での継続的支援・見守り体制が構築されると、問題の再発防止や別件事案の発生予防といったトラブル抑止効果が格段に高まる³¹。

翻って、社会福祉の領域においては、地域における福祉を推進するなかで関係機関との連携の取り組みが強化されてきた。社会福祉職者は、支援において、誰と、あるいは、どの機関と、何をすればいいか、ということを考えて、援助計画を立てる。そこでは、社会資源の利用という考え方をとることが多いが、これまでは利用可能な社会資源の一つとして、法律専門家が組み込まれてはいなかったということが一般にいえる

のではないだろうか。

I章で詳述されているように、法律専門家が支援のチームに加わると、相談者の置かれている個別状況に応じた法的見立てが前提となり、支援の幅が広がるものである。他方で、法律専門家にとっても、社会経済的弱者が抱える複合的な問題については、上述したような諸要因のとおり、法律専門家単独ではその解決に向けた支援は決してなしえるものではない。また、法律専門家にとって最も重要である法的見立て・判断において、事実誤認を防ぎ相談者を取り巻く個別状況を正確に把握するためにも、特に障がいを抱える相談者の場合は、福祉職者をはじめ専門家からの協力を得られるか得られないか、つまり連携がとれるかどうかによって、支援結果がかなり異なったものとなる。

以上、社会経済的弱者の法的問題（トラブル）の性格からその支援のあり方が3つの特徴をもち、法律専門家と福祉専門職者の連携、ひいては司法ソーシャルワークという活動が解決に向けた実効力をもちうるものであることを確認した。

3 司法ソーシャルワーク推進に向けて

では、このような司法ソーシャルワークの取り組みが広く展開されるために具体的な課題となるものは何か。ここでは、福祉の現場からの声や期待に応えるために要請されることは何かという観点から考えてみたい³²。

（1）福祉現場の声にどのように応えるか・長谷川論稿を受けて

本稿Ⅱ章の長谷川論稿は、児童福祉支援の第一線職員による現場報告である。相談者にとって必要な支援が何かを常に問い、福祉相談員として期待されることと現実には支援可能であることの狭間で抱いた葛藤、試行錯誤の末の支援結果が率直に語られている。

論稿で示唆に富んでいる記述のひとつに、「法テラスやスタッフ弁護士との関わりができて、状況に応じた的確な法的支援もさることながら、

必要な支援が得られるようになったのではと痛感している。」という箇所がある。太田論稿で例証されているように、法律専門家が支援チームの一員に加わることで法的見立てが前提となり、従前の福祉職者・関係機関による支援チームの援助方針・計画からはるかに拡大した支援となっている。換言するならば、法律家の視点が入ることで、Xさん一家に必要な支援の道筋（可能性）は放射線上に伸びるように拡大し、関係機関と法律専門家が一体となって事案を処理することでその包括的支援が遂行可能となっている。福祉の現場からも、法律専門家との連携・協働がのぞまれるものであることは間違いない。

では、福祉の現場では、法律専門家との連携においてどのようなことが期待されるのか。長谷川論稿では連携活動を推進していく上での抱負として、連携する「相手の顔が見える」関係の構築がのぞまれると記されている。「相手の顔が見える」という表現は、筆者が携わってきた連携に関する地域調査において、支援職者や相談業務従事者から期待や目標としてしばしば聞かれるものであった。むろん、表現に含意されるのは単純に個人が識別可能であることにとどまらない。連携に関して当該表現が用いられるとき、信頼関係、個別的事情の把握が可能な近接性や直接性、それらにもとづく現場の状況理解や相互ニーズへの対応可能性が暗示されているように思われる。さらには、聞き取りをもとにすると、親近感や安心感への希求と、その背面として、異なる・未知なものへの恐れや不安の存在が意識されているのではないかと推測される³³。そして、その心理的不安は、協働することに対して、法律専門家自体へ向けられたものと、異業種へと向けられたものの双方があるように感じられる。

わが国では、行政・福祉職者が法律専門家に対して抱える心理的障壁が高いことはしばしば指摘されるところである。行政・福祉の現場は、被支援者・関係者の対応に追われ、時に緊張を伴う場であるから、支援活動において、抵抗を感じる諸要素や摩擦・対立等の懸念を回避するのはさきわめて自然なことであろう。法的支援の必要性を感じそのためには

法律専門家と関係を結ぶことを切望しつつも、一方で躊躇や抵抗感を合わせ持つという支援職者心理に内在するアンビバレンスは、筆者がこれまで関与した地域社会における法的サービスの調査からもわかっている³⁴。

では、法律専門家と福祉職者らの協働を阻むこれら状況をいかにして克服しうるものであろうか。司法過疎地で新規に配置された法的サービスが既存のネットワークに組み込まれるかどうかについての知見を参考にすれば、法律専門家の関与によって従来の事案処理に具体的にどのような変化（例えば、調整可能な新しい選択肢、支援内容の拡充）があるか、行政・福祉職者が実際に体感できるかどうか、以降の協働の流れの形成や継続に一定程度関係している³⁵。また、異業種士間協働における調査知見をもとにすると、連携関係形成の契機としては、個別事案を協働で処理するという実践経験が何にもまして有効である³⁶。なぜなら、個別事案を実際に協働して受け持つことは、さまざまな支援を行う専門家がそれぞれ「何ができるか」を相互に具体的に示すことが可能であるからである。そこで単独の専門家だけで成し得なかった幅のある解決がなされたり、これまでの支援にない新たな選択肢が発見できた場合に支援者が抱く感動は、本稿の長谷川論稿にも示されているように非常に大きく、その体験は形成された連携関係を維持したり、別の事案における連携活動の再生産を生む効果をもつ。

太田弁護士をはじめ連携に成功しているスタッフ弁護士らの実践を観察すると、事件処理や日々の相互理解・協力の意思疎通が不可欠であるのはもちろん、現場の第一線職員に対して、予防法務の側面から弁護士へ適切につなぐ（接続）ノウハウを講習やインフォーマルな場で継続的に伝えていること、かかる点における活動を進んで実行し工夫を惜しまないという共通項がある。福祉職者らに“可能性としての弁護士活用パターン”が蓄積されると、いくつかの事案をまとめてつないだり、必要な情報収集や書類作成等の処理をおこなった上で連絡をとるなど、弁護士につなぐための工夫を施すようになってくる。結果として、相互の負

担が軽減し、より無理のないメリットのある連携構造となる。

（２）スタッフ弁護士の連携活動における可能性

連携活動に関する調査知見を基礎にすると、スタッフ弁護士が連携活動に積極的かつ主導的に関与することによって、本章１でみたような連携の効果に寄与できたり、前項で述べた福祉現場への期待に応える可能性が高いと考えられる。もともとスタッフ弁護士が扶助事案に専従可能であることは、相談・苦情処理機関の業務所掌者、とりわけ生活困窮者や障がい者との対応にあたる行政・福祉職者と連携を構築する可能性に富むものである。本章２（１）でみたように、連携活動には弁護士個人の資質や能力に依存する部分もみとめられるが、スタッフ弁護士はその活動において、制度上の執務形態ゆえに関係機関との連携構築・維持を促進する機能をもちうると考えられる³⁷。ここでは、スタッフ弁護士のプラクティスにおける諸機能のうち、前項で述べた福祉職者との連携に重点をおき、下記の四点に言及する。

第一に、法テラスという公の看板は非営業性でもあり、行政等の関係機関において連携を形成する初期段階で抵抗感等の摩擦を生じさせる可能性を低める。前節で述べた法律専門家への心理的障壁を軽減しようということでもある。このことは、司法過疎地でも都市部でも同様である。都市部における実践報告としては、貧困問題の委員会活動に携わってきた弁護士らから、スタッフ弁護士が活動に加入し連携の構築において窓口や媒介となることで活動領域がさらに拡大した、という評価がなされている³⁸。これまで弁護士会での連携構築の取り組みにおいて、行政・福祉機関とは接触段階で営業的活動として受けとめられる傾向が少なからずあったからだ。スタッフ弁護士がもつ公営性（非営業性）は、これまで弁護士会や委員会が取り組んできた連携の取り組みや実績を法テラスの公的性格を生かし推進するものでもある。

第二に、スタッフ弁護士が給与制であることも連携の実践に関係する。事務所運営の採算性や営業施策に必ずしもとらわれないで済むことは、

予防法務的な法教育活動や講演活動といった、案件に直結はしないものの連携の形成や維持・再生産に重要な活動に注力可能である。他方で、関係機関従事者にとっても、気兼ねなく連絡できたり、案件をまわしたりできることにつながり、結果として連携構造の維持を促進することがわかっている。

第三に、スタッフ弁護士が収益性に拘束されないという前提は、現場の要請に応じ柔軟に対応可能であるということにつながり、スタッフ弁護士の活動に機動性が帯びることになる。長谷川論稿でも述べられているが、福祉・行政職者から法律専門家に対して期待されることのひとつとして、フットワーク良く駆けつけてくれることは調査を通じて多く聞かれるものである。社会経済的弱者案件は、複合的要因から成ることが多いが、DVや高齢者・児童虐待など緊急的対応が迫られる事案では、諸機関による同時並行的対応、密接な連携と情報共有が必要となる³⁹。現場を見なければ状況が把握できない事案や、現場に行かなければ進行できない案件等、関係機関との連携において機動性が要請される局面は多い。

第四は、スタッフ弁護士の接近可能性である（アウトリーチ）。本章2（3）で確認したとおり、社会経済的弱者が抱えるトラブルの実効的支援には、福祉専門職者による発見、法律専門家への誘導・接続があって、初めて法的解決への経路が敷かれる。しかし、仮に法律専門家の元へ辿りつけても、なお現実の解決に向けては道のりがある。複数の障がいを抱え居所から外出することすら困難な人々にとって、事案終結に至るまで継続して弁護士のもとへ通うことは厳しいからである。太田弁護士の実践のみならず、多くのスタッフ弁護士が出張・訪問相談という形態で主体的に動き始めている。また、講演活動など法教育活動を通じて、弁護士の側から相談者・相談機関従事者へと接近し法的支援をおこなっている。司法アクセスをめぐる論議や施策は、司法過疎においては弁護士の量的配置を推進し一定の成果をあげた⁴⁰。しかし、そこでは法的サービスに自ら接近可能な主体のみを想定していたのかもしれない。法律専

門家へのアクセスに最も遠く位置する人々に、スタッフ弁護士による法的サービスの接近的供給の可能性がある。

スタッフ弁護士が関係機関との連携構築において果たす役割は、福祉現場からの期待への対応やジュディケア弁護士との協働における役割分担、法テラス情報提供業務との結合も含め、可能性に満ちているといえよう。

終わりに 司法ソーシャルワークを社会保障制度として定着させるために

1 司法ソーシャルワークを実効あらしめるための方策

従前、社会福祉関係のソーシャルワークにおいて、弁護士は「コンサルテーションの対象」とされることが多かった。すなわち、社会福祉関係の書籍や教科書において、コンサルテーションは「対人援助専門職種（ソーシャルワーカー等）が、課題解決のため、特定領域の専門職から、専門的な情報提供・助言・援助を受けること」などと定義され、その実例としては、「医師から医療的アドバイスをうけること」や「弁護士から法的助言を受けること」が挙げられることが多かった。

しかし、ソーシャルワーク場面における弁護士の役割を、コンサルテーションの対象としてのみで考えるのは不十分である。換言すれば、実効的なソーシャルワークをするためには、弁護士によるコンサルテーションだけでは十分でなく、弁護士が「ソーシャルワークを行うチームの一員」としても活動する必要がある。この点は、長谷川論考で述べられている弁護士への期待（「20分の法律相談《いわばコンサルテーション》を受けるだけでは社会的弱者案件の法的問題解決には不十分」「連携を図る弁護士にはフットワークの軽さを期待する」「顔の見える関係が望まれる」という旨の記述）に如実にあらわれている。また、太田論考にもあるとおり、弁護士の場合、法的方針決定にあたっては、当事者の意思・生活状況・資力等といった当事者を取り巻く環境から大きな影響を

受けざるを得ないのであり、弁護士の活動は、本来的にソーシャルワーク的要素を多分に含んでいるものなのである。このような状況の中で、弁護士をコンサルテーションの対象としてしか捉えないのであれば、弁護士と福祉関係者との関係がどうしても上下関係的になってしまい、ソーシャルワークそのものが弁護士による一面的な方針決定に振り回されてしまったり、逆に福祉関係者が共有している正確な事実関係を弁護士が十分に把握できず、弁護士が事実誤認に基づいた方針決定をしてしまったりするのである。

このように、弁護士がいわゆる社会的弱者案件に関わるにあたっては、他の福祉関係者などとともに平面的に連携・協働し、「ソーシャルワークを行うチームの一員」として活動することが必要不可欠である。

2 司法ソーシャルワークの意義

司法ソーシャルワークには、「これまでバラバラになっていた社会資源間のつながりを創出し、そこでの適切な法的援助（訴訟などだけではなく法律の適正な執行を含む）を行って当事者を支援する」という意義がある。バラバラになっている家族や職場、被害者となつなげて、被疑者・被告人の社会復帰をサポートすることができる。民生委員や地域の人たち、福祉機関といった社会資源との「つながり」を密にとれるようにすることで、消費者被害に遭わないようにできる。被疑者被告人に「反省しています」といわせるだけでなく、家族や職場、社会復帰施設等との密な「つながり」を構築することで、収入や生活を安定させ、再犯を防ぐこともできるであろう。その結果、無用な訴訟コストや刑務所運営コストなどを未然に回避することもでき、目に見えない公的利益を社会にもたらすということができるだろう。

人や社会資源との「つながり」が構築されることによって、社会的弱者といわれる方々を中心として、紛争の予防や、よりよい紛争解決を目指せるようになる。司法ソーシャルワークの結果作出されたこのような「つながり」は、紛争の再発防止や生活確保といった目に見えない価値

を有するものである。

さらに、司法ソーシャルワークの結果、社会的弱者の抱えていた各種生活問題をトータルで解決し、その自立を支援することによって（具体的には、借金の整理や金銭搾取を予防し、労働関係の修復を図ることで、）当事者本人が納税者となり、今度は社会的弱者を「支援する側」に回ることもなしうる。場合によっては、社会的弱者を搾取していた加害者側を搾取関係から排除し、正業に就いてもらうことによって、当該加害者も納税者（＝社会的弱者を支援する側）となって社会に貢献することもありえるだろう。

このように、司法ソーシャルワークの産物としての「つながり」には、公共財的な性格があるというべきである。また、判断能力に問題があり、生活課題を抱えてしまうような当事者のほとんどは、隠れた「法的問題」を抱えているのであり、他の生活課題の解決とあわせた一体的・一挙抜本的解決を図らなければ、社会保障・福祉が実現されないものというほかないのであるから、そもそも司法ソーシャルワーク自体が、社会保障・福祉サービスの必要不可欠な要素であるともいうべきである。

3 さらなる制度設計に向けて

以上のとおりであるから、今後、このような司法ソーシャルワークの取り組みが広く展開されるよう、予算確保、人材養成、サービス提供システムを確立していく必要がある。そして、法テラスも、このようなシステム確立に向けて、さらなる発展を遂げていく必要があるだろう。

[注]

- 1 本稿の執筆は、「はじめに」について吉岡が、Ⅰについては太田が、Ⅱについては長谷川が、Ⅲについては吉岡が、「終わりに」について太田がおこなった。文責は該当する執筆者にある。
- 2 高齢者を中心とした地域住民を対象に、保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。平成17年介護保険法改正に基づき、各市区町村に設置されている。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれる。
- 3 「アウトリーチ」とは、「相談機関が相談を待っているのではなく、相談機関の側から依頼者のもとへと出向いて行って、相談に乗る」ということをいう。その背景には、生活課題・社会的困難を抱える家庭ほど引きこもってしまって、福祉関係者に対してですら問題が顕在化しにくい、という経験則がある。
- 4 例えば、地域包括が、地域の高齢者全員に郵送形式のアンケートを実施し、高齢者の介護等のニーズを把握するだけでなく、アンケートに回答がなされていない高齢者にこそ問題があるのではないかと考えて、当該高齢者宅を戸別訪問し、当該高齢者の抱える生活課題を把握して、適切な社会資源につなげようとする試みなどがなされている。
- 5 社会福祉援助技術。社会福祉専門職が、福祉増進を目指し、人間関係における問題解決を図るべく、要援助者を援助することをいう。児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、公的扶助（低所得）、地域福祉、行政機関等、さまざまな福祉分野で展開されている。
- 6 主に社会福祉事業などに従事し、社会福祉関係の援助技術を用いて、社会的に支援を必要とする人とその環境に働きかけを行う専門職をソーシャルワーカーという。とくに医療分野にかかわるものを医療ソーシャルワーカーといい、病院などで、退院後の地域生活に向けた支援などを行っている。
- 7 例えば債務整理の案件を考えてみたとき、総額200万円の債務を負っている依頼者に対して、任意整理、個人再生、自己破産等のいずれの方針をとるべきこととなるのかは、依頼者の意思、生活状況（具体的には、収入の金額とその継続可能性など）によって決まるものである。前記で紹介したXさんの案件においても、祖母X₂さんの補助・保佐申立に関して、祖母X₂さんがどこでどのような生活をするかを望んでいるのか、他の家族の意向はどのようなものか、申立の必要性はどの程度あるのか、補助人・保佐人候補者となりうる社会資源があるのか、などといった祖母X₂さんの意思やその取り巻く生活環境によって、申立の適否が定まる。さらに、万一、クレジット業者相手の訴訟でXさん一家が敗訴した場合

を考えると、Xさん一家の病状等が地域生活不可能なほどにまで悪く、かつ、その住宅を手放したいと考えているのであれば、住宅を任意売却したり自己破産をしたりする、などといった方針も視野に入ってくる。いずれにしても、当事者の抱える生活課題をトータルで見て、そのなかの法的問題の位置づけを把握しながら解決していかないと、大きく方針を誤ることとなる。

- 8 例えば自己破産申立事件であっても、「障がいゆえに金銭管理が苦手である」「金銭搾取にあっている借金をしてしまった」「働けずに収入が減った」などといった借金の原因があったのであり、それが解消されない限り、再び支払不能・債務超過の状態に陥りかねない。このようなとき、自己破産申立事件の終結をもって弁護士の事件処理が終結したものとみるのはまったく適切でなく、保佐・補助等の成年後見制度の活用、金銭搾取の主体に対する法的責任追及と接近禁止、過去の労働関係の清算（未払残業代の請求、解雇無効に基づく損害賠償）などといったさらなる法的解決を図ったり、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の活用や地域包括の見守り、介護保険サービスの活用、ハローワーク等での就労支援などといった他の社会資源との連携・協働を行ったりして、支払不能・債務超過に陥るのを防止すべきである。
- 9 現に、数年前からソーシャルワーカーが覚知していた高齢者虐待案件において、弁護士が関与することになったとたん、他の関係機関も積極的に関与するようになり、一挙に解決に向けて動き出した、という案件があった。また、滞納公租公課の支払に窮しているケースにつき、その支払方法をめぐって福祉関係部署と税務関係部署の調整がうまくいっていないときにも、弁護士が当事者の代理人として交渉をすることで、多額の延滞税の免除を受けることとなり、依頼者の生活を確保できた、という案件もあった。
- 10 厚生労働科学研究「罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究」。
- 11 社会資源とは、利用者のニーズを充足し、問題を解決するために活用される各種制度、施設、機関、資金、制度、情報、知識、技術等のすべてをいう。社会資源には、公的制度などのフォーマルなもののみならず、家族・友人などといったインフォーマルなものも含まれる。
- 12 厚生労働省が平成21年度に創設した「矯正施設退所者の地域生活定着支援事業」に基づき、矯正施設退所者支援を行う機関。高齢又は障がい有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、退所後ただちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援などをする。
- 13 福岡高等裁判所平成23年12月14日等。

- 14 岐阜県恵那市。
- 15 筆者（吉岡）は、2003年から司法過疎とよばれる現象が生じている地域のリーガルサービスの調査研究を開始し、地域に新規配置される法律相談センターや公設事務所といった法的サービスが地域社会にある支援のネットワークとどのような関係をもつかということに関心をもち調査を進めてきた。以降、2009年に法テラスと日本弁護士連合会が共同で設置したスタッフ弁護士の役割等に関する検討会に委員として参加し、地域でのスタッフ弁護士の活動検証および連携構築に関わる要因を探るため、法テラス地域事務所（佐渡・可見・埼玉）等の訪問調査を検討会のメンバーとともに実施した。また、2010年7月に設置された同・第二次検討会においても、委員として、スタッフ弁護士2期生以降の活動において関係機関との連携構築とネットワークを活用した紛争の総合的解決の実践を把握するために、訪問・個別聞き取り調査に関与した。
- 16 日本弁護士連合会主催・スタッフ弁護士経験交流会（2011年9月23日、於：全国町村会館）。
- 17 谷口太規「公益弁護士論―法と社会のフィールドワーク 第3回地域ネットワークの一員となる」法学セミナー 668号、54－57頁、2010年。
- 18 横堀真実「関係機関との連携についての問題意識」日本弁護士連合会主催・全国スタッフ弁護士経験交流会報告（2010年7月10日、於：弁護士会館）。
- 19 シンポジウム「市民と司法の架け橋を目指して」日本司法支援センター主催（2010年10月5日、於：主婦会館）。
- 20 認知症高齢者や精神疾患、知的障がいを抱える人々の法的問題の遅れについて、堀田力「法曹有資格者活用の意義」法律のひろば2009年8月号、4－6頁、2009年。
- 21 濱野亮教授は、法律家には法的枠組みによって依頼者の話を整理し視野を限局する危険があるため、依頼者の問題をトータルな視点から扱い法的対応に視野を限局せず最も適切と判断される“holistic approach”の必要性を説いている（濱野亮「イングランドにおけるコミュニティ・リーガル・サービスの創設（二・完）―法律相談システム統合化の側面を中心に」立教法学59号、45－158頁、2001年）。
- 22 連携の意義の一つとして、佐藤岩夫教授が相補性・互酬性と指摘するものである。東北の司法過疎地域における公設事務所弁護士と相談機関との連携の観察として、佐藤岩夫「地域の法律問題と相談者ネットワーク―岩手県釜石市の調査結果から―」社会科学研究59巻3・4号、109－145頁、2008年。
- 23 中島香織「つながる支援、つなげる支援」自由と正義728号、64－65頁、2009年。
- 24 ソーシャルワーカー、心理学者、精神科医等、カウンセリングの専門家と法律家とが、心理カウンセリングの手法を法律相談に応用し、相談者とのより良いコ

コミュニケーション実現のための面接技法と教育方法を紹介するものに、菅原郁夫・岡田悦典編、日弁連法律相談センター面接技術研究会著『法律相談のための面接技法』商事法務、2004年。

- 25 総合法律支援法は、法テラスの利用者への配慮義務を規定しており（同法第32条第1項）、特に高齢者又は障がい者等、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を求めることに困難がある者である場合にはその行う業務が利用しやすいものとなるように特別の配慮をしなければならないとしている（同条第2項）。
- 26 ネットワーク研究では、動態性がネットワークに固有のものと指摘されるところである（リップナック、J. & スタンプス、J. 著『ネットワーキング ヨコ型情報社会への潮流』（正村公宏監修、社会開発統計研究所訳）プレジデント社、1984年。）が、連携の実態についての調査からは時間の経過・経験蓄積により、関係間の距離や方向性、つながりの密度や強度の変容が観察されている。すなわち、最初から協働しての対処は難しく蓄積があって協働的対処が可能になる。弁護士による実践的説明（アカウント）の例としては、当初は「局面的」な関与で、「時間が経つに連れて初期から問題の仕分け作業にも」支援職間で協働する（富田さとこ他「福祉と司法の連携～佐渡島での、福祉と司法の出会いから実践まで～」新潟社会福祉士実践報告第9号、22～36頁、社団法人新潟県社会福祉士会、2010年）といった報告や、各事案での協働関係の積み重ねにより連携に「広がり」と深さを持つようになった（谷口前掲：57頁）という報告がある。
- 27 太田晃弘「サンデーコラム・能動的な相談体制を」岐阜新聞朝刊、平成21年9月27日。なお、連携において先駆的な取り組みのひとつとして認知されてきたアウトリーチだが、2011年の東日本大震災による未曾有の被害に対する法的支援において、弁護士が避難所に向いて法律相談をおこなうということが一般的となり、弁護士の活動の変化として広まり定着しつつある（そのことにふれる一例として、座談会「被災地におけるコミュニティの再建と法律家の役割」法学セミナー685号、2～14頁、2012年）。
- 28 見守り体制について実践を基に敷衍するならば、地域に密着して日常の支援活動を行なっている福祉職者が懸案事項を発見すれば弁護士を含む支援者メンバーに情報伝達がなされ、必要な範囲のメンバーが結集し支援を行なっていくこと、また、そのことを相互に確認することが可能な体制といえるであろう。
- 29 本林徹・大出良知・土屋美明・明賀英樹編『市民と司法の架け橋を目指して―法テラスのスタッフ弁護士』日本評論社、2008年。
- 30 香川美里「積極姿勢が求められる高齢者問題」法学セミナー642号、38～41頁、

2008年。

- 31 スタッフ弁護士が社会経済的弱者への支援のために関係機関との連携を重視する実践は、地域のセーフティネットワークの網の目をいかににより強固かつ緊密にしていくなかという戦略的・包括的な問題解決を目指す試みともいえる。これは、諸外国のスタッフ弁護士が実践してきた地域開発型（Community Development）法律扶助に通じるものといえよう。例えば、法テラス佐渡での密接な連携には、自分たちの地域をいかに守っていくか、そのための役割分担をどうするかという問題認識によって結束している部分がみつめられた。
- 32 もっとも、司法ソーシャルワーク推進に向けては、法律専門家がその担い手となるにはどのような条件を備えるべきか、また、その担い手を養成する方法についての議論が不可欠であるが、これについては別の機会に譲るものとする。
- 33 生産－消費の現場において、「顔が見える関係」とはトレーサビリティを意味するものであるが、ここにも安心や安全というニュアンスが伴う。近年では、物理的な近接性のみならず、映像やITを駆使した空間を超えた近接性についても顔が見える関係として認識される傾向になっていよう。
- 34 YOSHIOKA, SUZUKA “Seeking Legal Advice in Rural Areas of Japan: The Recent Changes in Legal Networks” *Kobe University Law Review* No.41, pp.17－36, 2008年。
- 35 しかし、これらが期待された結果に終わらなくても、一度のみで判断がなされるということは余りない模様である。もともと法律専門家を必要としていた地域の相談機関従事者は入手可能になった社会資源をすぐに手放すということはせず、利用可能であるか試行を一定程度繰り返し、パターン化されるかどうかの決定が最終的になされる（吉岡すずか「地域社会における法的支援ネットワーク―その形成・維持のダイナミズム―」『市民参加と法』法社会学71号、58－73頁、2009年）。
- 36 吉岡すずか「弁護士と他士業の協働 ―利用者ニーズの視点から―」『法曹の新しい職域と法社会学』法社会学76号、205－218頁、2012年。
- 37 スタッフ弁護士が連携活動において発揮する機能として、公営性、機動性、接近可能性、トラブル抑止性、地域社会問題への志向性をあげることができる（吉岡すずか「スタッフ弁護士の可能性－関係機関との連携における実践－」自由と正義61巻2月号、103－110頁、2010年）。
- 38 谷口太規「隣の人の、暮らしのなかに」本林他（前掲）10－23頁、2008年。
- 39 神山昌子「マイナス20度 極寒の地から」本林他（前掲）86－96頁、2008年。
- 40 榎村志郎＝菅原郁夫「弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設事

務所の機能に関する実態調査報告書」(日本弁護士連合会委託調査報告書、2003年9月30日提出)。菅原郁夫「弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査」名古屋大学法政論集207号、27-96頁、2005年。